平成２６年（フ）第５４号
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅2106番地　町営住宅
債務者　清水　照幸
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第６５号
和歌山市梶取208番地
債務者　川村　眞美
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第６７号
和歌山市福島841番地の２
債務者　久保　静江
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第６９号
和歌山市打越町１番15号　フェリースマンション401号
債務者　藤岡　瑞紀
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第８２号
和歌山県紀の川市粉河2330番地
債務者　児玉　光司
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１１号
福岡県大牟田市大字岩本1454番地６
債務者　釘﨑　正勝
1　決定年月日時　平成26年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２６年（フ）第１２号
福岡県大牟田市大字岩本1454番地６
債務者　釘﨑　房子
1　決定年月日時　平成26年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２６年（フ）第１３号
福岡県大牟田市大字岩本1454番地６
債務者　佐田　次男
1　決定年月日時　平成26年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２６年（フ）第１２０１号
大阪市淀川区西三国１丁目18番11号宏栄マンション406号
債務者　加藤　龍太
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２号
釧路市光陽町19番20号　光新ハイツ202号室
債務者　清水　康和
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月４日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第３３９号
神奈川県大和市柳橋２丁目３番地12　ガーデンクリア柳橋105号
債務者　西田由美子
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３４８号
神奈川県高座郡寒川町宮山1163番地　パークタウン宮山Ａ―103号
債務者　小見　忠晴
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３９０号
横浜市青葉区梅が丘11番地56　プライムヒルガーデン101
債務者　山内由希子（旧姓小松）
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１号
熊本県球磨郡相良村大字川辺1060番地
債務者　朝倉　五男
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月６日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２６年（フ）第１７３号
東京都調布市多摩川４丁目26番地８センチュリー旭105
債務者　田中　智也
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１０３号
栃木県宇都宮市石井町2672番地３
債務者　白石　美樹（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係